

資料（ ■ 経営会議 □ 調整会議 ）

開催日：平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日（金）

担当課：安全なまちづくり課

件 名：大和市街頭防犯カメラ整備事業の実施について	
提出理由：駅前空間や通学路の安全安心の確保に向け、大和市街頭防犯カメラ整備事業を実施したため	
内 容： 1. 事業の目的 安全安心なまちづくりの一環として、不特定多数のものが往来する街頭に街頭防犯カメラを設置し、犯罪発生の抑止及び市民等の体感治安の向上を図る。 2. 街頭防犯カメラの設置場所 (1) 駅前広場 (2) 通学路等の道路で、児童、生徒の安全を確保するため特に防犯対策を強化する必要がある場所 (3) その他、街頭防犯カメラを設置することにより犯罪発生の抑止効果及び市民の体感治安の向上が相当程度図られると市長が認める場所 3. 実施時期 平成 21 ～ 22 年度 街頭防犯カメラを先行して整備する必要がある箇所へカメラ設置 平成 23 年度 市内の必要とする箇所に順次事業を実施	4. 街頭防犯カメラ先行整備箇所 (1) 先行整備箇所 犯罪発生状況や地元住民からの要望等から、先行整備箇所を次の 2 箇所とする。 渋谷小・中学校通学路（下和田 1121 付近道路）…平成 21 年度に整備 大和駅前広場 …平成 22 年度に整備 (2) 設置効果の検証 先行整備箇所において、街頭防犯カメラの設置前、設置後の犯罪発生状況、市民等の体感治安などを調査し、街頭防犯カメラの設置効果を検証する。 5. 要綱等の制定 「大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱」及び「大和市街頭防犯カメラ設置基準」の制定
経 過 H19. 6 市長議会答弁「防犯カメラの設置及び映像記録の手法を検討」 H20. 8 渋谷小・中学校 P T A 会長より通学路の安全確保に関する要望書提出 H20.12 やまと e モニターによるアンケートの実施 H21. 8 個人情報保護審査会へ「大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（案）」について諮問・答申	今後の予定 H21.10 「大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱」「大和市街頭防犯カメラ設置規準」の制定 H21.12 補正予算案を議会に上程 H22.3 先行整備箇所への街頭防犯カメラ設置 H22.4 先行整備箇所での街頭防犯カメラ運用開始